

岐阜県公報

第 五 百 三 十 号
令 和 六 年 十 月 一 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正
- 家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施
- 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
- 道路の区域変更
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除
- 指定納付受託者の指定
- 指定公金事務取扱者の名称等の変更の届出
- 落札者等に関する公示
- 公 示
- (統 計 課) 四一五^{ハシ}
- (家畜防疫対策課) 四一五
- (森林経営課) 四一六
- (道路維持課) 四一六
- (砂 防 課) 四一六
- (岐阜関ヶ原古戦場記念館) 四一七
- (同) 四一七
- (会 計 課) 四一七

告 示

岐阜県告示第三百八十八号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県転入転出理由実態調査」を削る。

岐阜県告示第三百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽（だちようにあつては、十羽）以上を飼養する家きん飼養農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和六年十月十六日から令和七年三月三十一日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

岐阜県告示第三百九十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

令和六年十月三十日から一年間

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行すべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む）並びにこれらの包装をいう）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有し、又は管理する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後の敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）	備考
県道	白下川呂線	同 郡 同 町 同 字 同 六六九番一地先まで	加茂郡白川町水戸野字橋渡牧三五一番一地先から	前	後	一〇・九 三三・三	一五・一 五三・三	二五・一	

岐阜県告示第三百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百九十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
龜野谷	美濃市大字松森字戸竹	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区神田小川町三丁目一番地	令和六年九月六日	岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年岐阜県条例第二十四号）第三条第一項に規定する入館料	令和七年一月四日から同年三月三十一日まで

岐阜県告示第三百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第三項の規定により、岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年岐阜県条例第二十四号）第三条第一項に規定す

る入館料の指定公金事務取扱者であるパールテンプスタッフ株式会社岐阜オフィスから変更の届出があったので、同法第二百四十三条の二第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 変更事項
- 指定公金事務取扱者の名称
- （変更前）パールテンプスタッフ株式会社岐阜オフィス
- （変更後）パールビジネスプロセデザイン株式会社BPO事業本部
- 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
- （変更前）岐阜市吉野町六丁目一六
- （変更後）東京都港区芝浦三丁目四番一号
- 二 変更年月日
- 令和六年十月一日

公 示

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量
- 岐阜県警察情報分析支援システムの構築及び保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 3 入札公断を行った日
- 令和6年6月28日

- 4 落札者を決定した日 令和 6 年 8 月 8 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 濱野 敬一
- 6 落札金額 143,305,800円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

令和六年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三十一
岐阜文芸社